

令和 7 年度

社会福祉法人松葉福社会 こおり青空こども園 園児募集要項



いみりあおぞらこどもえん

【問い合わせ先】

提出書類・保育料・利用調整等の制度に関すること
教育委員会 教育文化課 こども教育係

TEL 024-582-2403

認定こども園の運営等に関すること

社会福祉法人松葉福社会

TEL 080-7184-0151 024-529-5077 担当：加藤

令和7年度 こおり青空こども園 入園児を募集します

◇申込期間 令和6年11月18日（月）～29日（金）

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育の必要性の有無やお子さんの年齢等により以下の認定区分に認定され、それに基づき教育・保育を行います。

認定区分

認定こども園の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定の申請をして、桑折町から認定を受ける必要があります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
要件	満3歳以上で、教育を希望する場合【(※1)に非該当】	満3歳以上で(※1)に該当し、保育を希望する場合	満3歳未満で(※1)に該当し、保育を希望する場合

(※1) 以下の「保育を必要とする事由」

保育を必要とする事由

【2・3号認定を受ける要件】

保護者及び世帯員・同居人全員が次の「保育が必要な事由」に該当する乳幼児です。

- ①就労：1か月に48時間以上、家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合
- ②母親の出産等：妊娠中や出産後間もなく、兄妹の保育が困難な場合
- ③疾病等：病気や心身に障害を有している場合
- ④病人の介護：親族の常時看護・介護（要介護1以上）をしている場合
- ⑤家庭の災害：火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥求職活動をしている場合
- ⑦就学：学校に在学している、または職業訓練を受けている場合 ※週3日、1日4時間以上通学していること
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業中の継続利用：保護者が出産により、育児休業を取得した時に、既に保育を利用している子（兄・姉）が引き続き保育が必要であると認められる場合
- ⑩その他：①～⑨に類する状態にあると認められる場合

保育を利用できる期間（※2）

認定要件	保育期間
①	当該年度の3月31日まで※ただし就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで
②	産前8週間。産後は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	90日を限度（年度内1回のみ）
⑦	卒業（修了）する日まで
⑨	出産した子（弟・妹）が1歳になる前の月
③④⑤⑧⑩	保育が必要と認められる期間

（※2）2号認定児は、上記の期間を超えた後は認定区分を変更し1号認定として在園することが可能

申込みについて

対 象：◆桑折町に住民登録をしている0歳（生後2か月を過ぎる者）～2歳児（当該年次4月1日までに2歳になっている者）で保護者及び世帯員全員（※2）が保育を必要とする事由に該当する乳幼児 →3歳未満児

（※2）世帯員全員：70歳以上の祖父母や18歳以下の学生（高校生まで）、児童は必要ありません

◆桑折町に住民登録をしている平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの幼児
→3歳以上児

3歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

4歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ

5歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

募集人員：◆3歳未満児：120名

◆3歳以上児：75名（うち1号認定：15名・2号認定：60名）

受付期間：令和6年11月18日（月）～29日（金）

受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日は除く）

※釀芳幼稚園は午後4時30分まで

受付場所：桑折町役場（教育文化課 3階）、釀芳幼稚園、釀芳保育所

提出書類：【○】は、提出必須書類。【△】は、状況により異なる。【×】は、提出不要。

	1号認定 (満3歳以上) (※3)	2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
教育・保育給付認定申請書 兼現況届	○	○	○
保育施設利用申込書 兼家庭状況調	×	○	○
保育を必要とする事由を 証明する書類 (※4)	×	○	△ (※5)

(※3) 預かり保育(新2号認定)を希望する場合は、下記の書類を追加で提出願います。

『施設等利用給付認定申請書・現況届』、『保育を必要とする事由を証明する書類』

(※4) 別紙【認定こども園の入園を検討している皆様へ】を確認の上、ご提出ください。

(※5) 釀芳保育所からの継続児については提出不要ですが、新規入園の方、保育を必要とする事由に変更のある方、就労契約に更新のある方は、提出願います。

教育・保育時間

◎基本教育・保育時間

- ・1号認定：月～金曜日 9時00分～13時00分(8時30分から登園可能)
- ・2号、3号認定(保育標準時間)：月～土曜日 7時00分～18時00分
- ・2号、3号認定(保育短時間)：月～土曜日 8時30分～16時30分

◎延長保育時間

- ・2号、3号認定(保育標準時間)：18時01分～19時00分
- ・2号、3号認定(保育短時間)：7時00分～8時29分、16時31分～19時00分

◎預かり保育時間

- ・1号認定：月～金曜日 7時00分～8時29分、13時01分～19時00分
土曜日、長期休暇期間 7時00分～19時00分

慣らし保育

新入園児は、集団生活や慣れない環境の変化により体調を崩しやすくなります。

スムーズに集団保育になじめるよう10日前後の短時間の慣らし保育を行います。

日程

【保護者説明会】：令和7年3月上旬予定 【入園式】：令和7年4月1日予定

保育料

・保育料については、別紙【認定こども園の入園を検討している皆様へ】をご確認ください。

その他

・認定こども園の運営等の詳細については、別紙【入園のしおり】をご覧ください。